

新居浜市飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助事業の手引き

令和3年4月より、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助を開始しました。これは飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑制し、良好な生活環境の保持を目的として、実施するものです。(令和4年4月1日改正)

補助対象の要件

- 新居浜市内で保護した飼い主のいない猫に対して、**令和4年4月1日以降**に実施した、不妊手術または去勢手術費用の一部を補助します。
- 愛媛県内**で開業している動物病院で手術した場合に限ります。
- 識別のためにオスは右耳、メスは左耳を一部切除(**V字カット**)する必要があります。
- 手術後の猫は、自分で飼うか、譲渡又は保護した場所に戻して下さい。

申請できる人

- 新居浜市に住所があること。
- 市税等を滞納していないこと。
- 営利を目的としないこと。(第一種動物取扱業を営むものに該当しないこと)

補助金額

- 手術費用のうち　メスの不妊手術1件あたり **10,000円**
オスの去勢手術1件あたり **5,000円**
- 手術費用の半額が補助額に満たない場合、その額が上限となります。
(100円未満の端数切り捨て)
- 1人の方が申請できる、回数や頭数に**制限はありません**。

受付期間

- 4月1日から翌年の2月末まで
- 手術終了後**60日以内**に申請してください。
- 先着順**とし、**予算がなくなり次第、当該年度の事業は終了**します。
- 申請の受付状況はホームページに掲載し、随時更新します。

注意事項

- 飼い主のいない猫は健康状態が分からないため、獣医師の判断により不妊去勢手術が中止されることもあります。中止の場合に生じた費用は全額自己負担(申請対象外)となります。
- 保護するための捕獲カゴを貸出しています。必要な方はご相談ください。
- 保護した場所に戻す場合は、トイレの設置や餌の適正管理を行い、周辺環境美化に努めてください。

申請方法

飼い主のいない猫の不妊去勢手術補助金交付申請書に、必要書類を添付のうえ、環境衛生課（新居浜市役所2階）に提出してください。

○交付申請に必要な書類

書類	記載要件
交付申請書	第1号様式 手術後60日以内の申請
住民票	発効後3か月以内のもの（コピー不可・マイナンバーのないもの） ※個人情報確認同意書を提出することにより 省略可
納税証明書	新居浜市の市税等を滞納していないことが確認できる書類 発効後1か月以内のもの 原本 ※個人情報確認同意書を提出することにより 省略可
領収書の写し	動物病院が発行した手術費用の領収書の写し 領収日、申請者氏名、手術内容、診療施設名、補助対象経費の額が分かるもの
手術した猫の写真	耳のV字カットをしたことが分かる手術後の写真（体全体）
個人情報確認同意書	自署又は押印のこと 本人確認証（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）をお持ちいただき、本人確認をする必要があります。
口座振替依頼書	申請者名義の口座を指定ください

○交付請求に必要な書類

書類	記載要件
交付請求書	第4号様式 交付決定後に提出

手術可能な市内の動物病院

※動物病院により、営業日・手術実施日は異なります。事前に動物病院とご相談のうえ、手術をご予約ください。
(五十音順)

病院名	所在地	電話番号
寺町動物病院	宮原町 9-34	0897-41-1928
にいほま動物病院	若水町 2-1-11	0897-33-2340
マナビペットクリニック	坂井町 1-1-25	0897-32-1212

申請・問い合わせ先

新居浜市役所 市民環境部 環境衛生課
〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号
電話：0897-65-1512
E-mail：hozen@city.niihama.lg.jp